

令和元年度行政監査報告書

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

市有施設への自動販売機の設置について

2 監査の目的

市有施設には、利用者の利便性の向上や施設の有効利用などを目的として、自動販売機が状況に応じて設置されている。

市有施設への自動販売機の設置にあたっては、行政財産の使用許可事務のほかに、使用料及び維持管理経費である電気料の徴収や手数料として売上の一部を納付させる事務が付随している。さらに、耐震対策がとられた設置方法であるか等、安全対策についての配慮も重要であることから、全庁横断的に適正な事務処理及び設置となっているかを多方面から検証する。

また、自動販売機の二次機能にも着目し、バリアフリー機能や災害時に本体内の飲料を無償で提供する機能等の導入状況を検証し、今後の適正な財産管理に資することを目的とする。

3 監査の対象

平成30年度の自動販売機の設置を対象とし、指定管理者管理施設を除く全部署を調査した。

関係法令は次のとおりである。

- ・ 地方自治法
- ・ 倉敷市財務規則
- ・ 倉敷市行政財産使用料徴収条例
- ・ 倉敷市モーターボート競走事業の用に供する行政財産の使用に関する規程
- ・ 倉敷市病院事業の用に供する行政財産の使用に関する規程
- ・ 倉敷市公園条例 等

4 監査の実施期間

平成31年4月25日から令和元年12月26日まで

5 監査に当たった監査委員

竹内 道宏，長谷川 威，原 勲，原田 龍五

6 監査の方法

次に掲げる項目及び着眼点をもとに、全部署から調査資料の提出を求め、関係職員から事情聴取を行うとともに、一部についてはそれぞれの所管部署へ出向き、自動販売機の設置について実地調査を行った。

なお、1件の使用許可で複数の自動販売機を許可している場合については自動販売機の台数を基準として集計した。

7 監査の着眼点

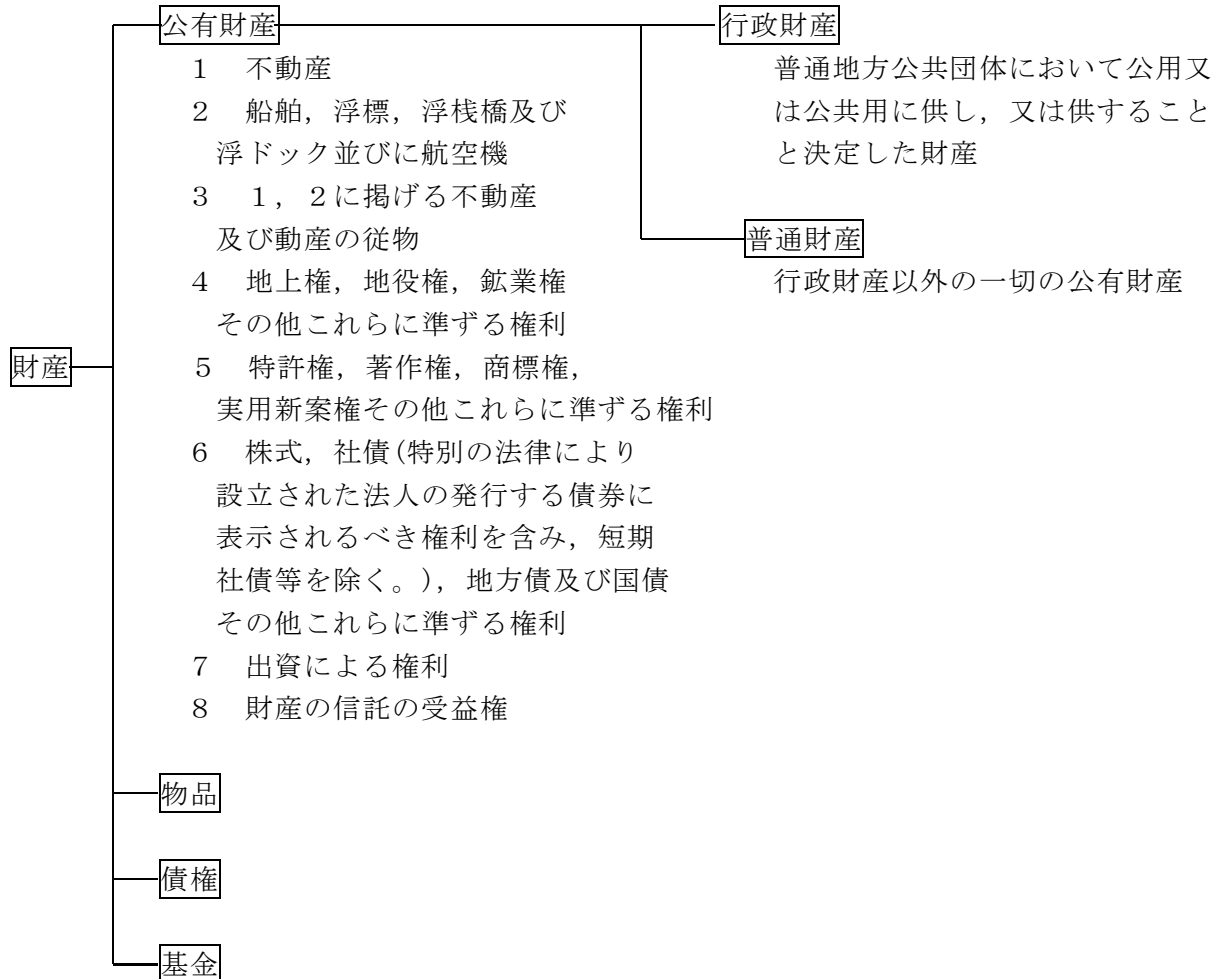
- 1 自動販売機が適切に設置されているか。
 - (1) 施設の目的を妨げていないか。
 - (2) 景観を損なっていないか。
 - (3) 安全対策は施されているか。

- 2 設置にかかる事務手続きは適正か。
 - (1) 許可事務は適正か。
 - (2) 使用料の算定は適正か。
 - (3) 減免に係る手続きは適正か。
 - (4) 光熱費の徴収事務は適正か。

- 3 市有施設管理者は、自動販売機の機能面に留意しているか。
 - (1) バリアフリー機能など、利用者に配慮しているか。
 - (2) 省電力型など、環境に配慮しているか。
 - (3) 災害時無償提供機能など、非常時を想定しているか。
 - (4) その他特殊機能はどのようなものが採用されているか。

第2 自動販売機設置に係る行政財産の目的外使用許可と貸付けについて 財産管理の状況

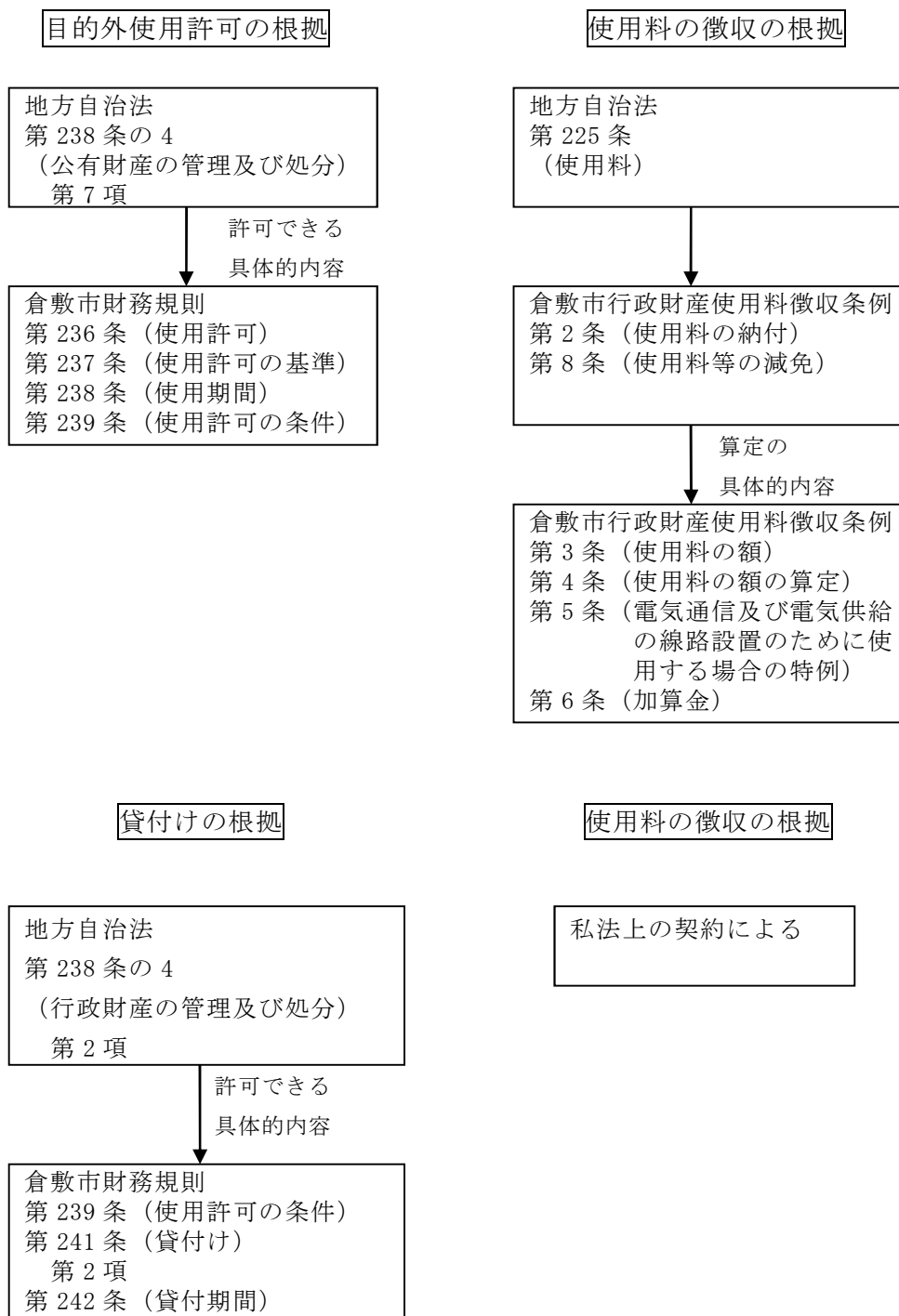
地方自治法第237条及び同法第238条により規定されている「財産」は次のとおりである。



行政財産については、地方自治法第238条の4第2項、同条第7項により、貸付け又は私権を設定しその用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができることになっている。

本市では行政財産の使用許可について、倉敷市財務規則第236条に規定し、その基準は同規則第237条に、使用許可期間は同規則第238条に規定している。そして、行政財産の使用を許可した場合においては、倉敷市行政財産使用料徴収条例に従い使用者から使用料を徴収している。

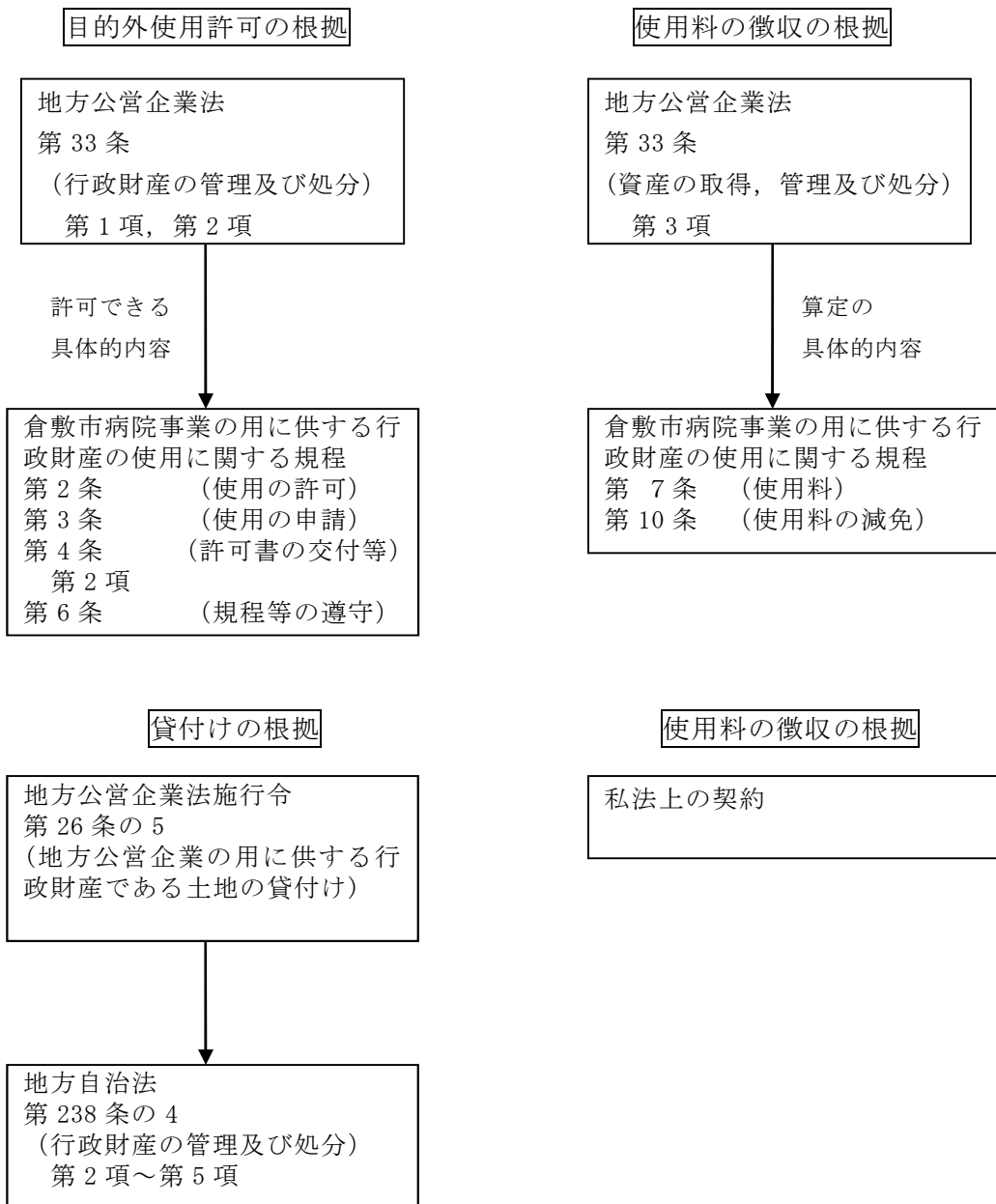
以下の図のとおりである。



ボートレース事業、病院事業（以下、「各事業」という。）については、地方公営企業法第33条第3項に、「地方公営企業の用に供する行政財産を自治法第238条の4第7項の規定により使用させる場合に徴収する使用料に関する事項については、管理者が定める。」と規定されている。このため、各事業に関する規程を定め、行政財産の目的外使用許可を行っている。

病院事業を例にすると、倉敷市病院事業の用に供する行政財産の使用に関する規程第2条で行政財産の使用許可の基準について規定し、使用期間は同規程第4条第2項に定めている。

以下の図のとおりである。



第3 監査対象の概要

1 本市の自動販売機の設置許可手続きについて

自動販売機の設置許可手続き及び使用料・手数料の状況は下表のとおりである。

(1) 許可手続きの状況 (単位：台)

設置台数	区 分	台 数	許可手続き	
67	行政財産使用許可（公園施設設置許可を含む）が必要なもの	64	有	61
			無	3
	行政財産使用許可の必要がないもの（借地に設置）	3	—	

自動販売機の設置台数は67台で、行政財産使用許可（公園施設設置許可を含む）が必要なものは64台あり、そのうち許可しているものは61台、許可手続きがないものが3台である。また、借地に設置しているため、行政財産使用許可の必要がないものが3台である。なお、自動販売機の設置について、行政財産の貸付けを行っているものはなかった。

(2) 使用料・手数料の状況 (単位：台)

区 分	台 数	使用料		手数料	
行政財産使用許可（公園施設設置許可を含む） 手続 有	61	有	45	有	33
		無	16	無	12
許可手続 無	3	無	3	有	2
				無	1
許可手続 不要	3	無	3	有	3
合 計	67	有	45	有	52
		無	22	無	15

注 「手数料」は、委託契約書や協定書等で定められた、売上の一定割合を納付させるものである。

使用料を徴収しているものは45台あり、手数料を徴収しているものは52台である。許可手続きがなく、使用料及び手数料を徴収していないものが1台である。

2 自動販売機の設置状況

(1) 所管・区分別の設置状況

所管・区分別の設置状況は表1のとおりである。

表1 所管・区分別の設置台数

(単位：台)

許可区分別 所管別	土地	建物	土地 建物	許可 以外	合計	設置場所
企画財政局			5		5	市立短期大学
総務局(支所を除く)			3		3	本庁
支所			4		4	水島・玉島支所
環境リサイクル局	4	2	3	1	10	中央斎場ほか
文化産業局	4		3		7	王子が岳レストハウスほか
建設局	5				5	種松山公園
消防局			8		8	倉敷消防署ほか
教育委員会	5	2	1	5	13	ライフパーク倉敷ほか
市民病院			11		11	
競艇事業局		1			1	外向発売所
合計	18	5	38	6	67	
区分ごとの割合	26.9	7.4	56.7	9.0	100	

注 「建物」は、土地については借地である場合等である。

注 「土地・建物」は、1台の使用許可で、土地と建物を同時に許可したものである。

自動販売機の使用許可台数は61台で、内訳は土地18台(26.9%)、建物5台(7.4%)、土地・建物38台(56.7%)である。

使用許可台数を所管別でみると、市民病院11台、環境リサイクル局9台、消防局8台、教育委員会8台等となっている。

(2) 用途別の設置状況

自動販売機を用途別に区分すると、その状況は表2のとおりである。

表2 用途別の設置台数

(単位：台，%)

種 類 別	台 数	割 合	設置場所
飲 料	63	94.0	本庁ほか
たばこ	3	4.5	中央斎場ほか
パ ン	1	1.5	市立短期大学
合 計	67	100	

用途別でみると、飲料63台(94.0%)、たばこ3台(4.5%)、パン1台(1.5%)である。

(3) 減免状況

使用料の減免状況は表3のとおりである。

表3 減免状況 (単位：台，%)

区 分	土 地	建 物	土地・建物	合 計	割 合
減 免 有	3	2	20	25	41.0
100%	(3)	(2)	(11)	(16)	(26.2)
50%	(0)	(0)	(9)	(9)	(14.8)
減 免 無	15	3	18	36	59.0
合 計	18	5	38	61	100

許可手続を行っている61台のうち、「施設利用者の利便性の向上」等を理由に使用料を減免した台数は25台(41.0%)であり、また、減免していない台数は36台(59.0%)である。なお、減免率50%は市民病院に設置された9台である。

(4) 使用者別の減免状況

使用者別の減免状況は表4のとおりである

表4 使用者別の減免状況 (単位：台，%)

区 分	土 地	建 物	土地・建物	合 計	割 合
公共的団体	0	0	2	2	8.0
公益事業者 企業等	3	2	18	23	92.0
合 計	3	2	20	25	100

減免した25台のうち、使用者別の減免状況は、公共的団体については2台(8.0%)で、公益事業者・企業等は23台(92.0%)である。

(5) 根拠別の減免状況

減免した根拠の状況については表5のとおりである。

表5 減免した根拠の状況

(単位:台)

減免した根拠	区分	減免率	台数
市が共催する行事のために使用するとき (倉敷市行政財産使用料徴収条例第8条第1項第1号)	—	—	0
国または他の公共団体その他公共的団体において、公用もしくは公共用 または公益事業の用に供するため使用するとき (倉敷市行政財産使用料徴収条例第8条第1項第2号)	—	—	0
地震、火災、水害等の災害により応急収容施設として短期間使用するとき (倉敷市行政財産使用料徴収条例第8条第1項第3号)	—	—	0
前各号に定めるもののほか、市長が公益上特に必要があると認めるとき (倉敷市行政財産使用料徴収条例第8条第1項第4号)	土地	100%	3
	建物	100%	2
	土地・建物	100%	9
	計	—	14
管理者が特に必要があると認めたとき (倉敷市モーターボート競走事業の用に供する行政財産の使用に関する 規程第12条第1項第4号) (倉敷市病院事業の用に供する行政財産の使用に関する規程第10条第1 項)	土地	—	0
	建物	—	0
	土地・建物	50%	9
		100%	2
計	—	11	
合 計	—	—	25

減免した25台について根拠別でみると、倉敷市行政財産使用料徴収条例第8条第1項第4号の市長が公益上特に必要があると認めるときの規定によるものが14台である。そのうち6台については、必要な手続きである公有財産活用室の合議がされていなかった。

また、公営企業における管理者が特に必要があると認めたときの規定によるものが11台である。そのうち8台については、減免に係る決裁区分に誤りが見受けられた。

(6) 使用料の徴収状況

自動販売機の設置にかかる使用料納入通知日、納期限、納入日の状況は下表のとおりである。

表6-1 通知日・納期限の設定状況 (単位：台)

通知日	納期限	台数
許可期間開始日以前の日	(年額) 最初の月の末日	13
	約 定 日	9
	そ の 他	1
	計	23
許可期間開始日の翌日から1か月以内	(年額) 最初の月の末日	13
	約 定 日	0
	そ の 他	0
	計	13
許可期間開始日以降1か月から2か月以内	約 定 日	0
	そ の 他	1
	計	1
許可期間開始日以降2か月から5か月以内	約 定 日	0
	そ の 他	4
	計	4
許可期間開始日以降5か月以降	約 定 日	0
	そ の 他	4
	計	4
納入通知合計		45
設 定 な し	全 額 免 除	16
	許可なし(借地を含む)	6
	計	22
合 計		67

※約定日・・・契約等に定めている日

使用許可(全額免除を除く)した45台の使用料の徴収について、36台は、適切な時期に納入通知書が発行されており、そのうち35台は納期限の設定も適正であった。なお、納入通知書の通知日が許可期間開始日から1か月超過しているものが1台、2か月超過しているものが4台、5か月超過しているものが4台あった。

表6-2 納入状況 (単位：台)

納 入 日	台 数
納 期 限 内 納 付	37
期 限 後 1 か 月 以 内	8
納 入 通 知 合 計	45
納入なし(全額免除・許可なし)	22
合 計	67

使用料納入状況については、納入通知書が発行された 45 台に対し、37 台は納期限内に収納されている。また、納期限後 1 か月以内に収納されているものが 8 台あった。

(7) 使用料の算定状況

使用料の算定状況については表 7 のとおりである。

表 7 使用料の算定状況 (単位：台，%)

算定状況	台数	割合
適正	39	58.2
不適正	6	9.0
使用料徴収台数	45	67.2
算定なし(全額免除・許可なし)	22	32.8
合計	67	100

使用料の算定状況については 6 台 (9.0%) は算定が不適正である。また、全額免除等の理由により算定していないものが 22 台 (32.8%) ある。

(8) 光熱費の負担状況

自動販売機の光熱費の負担状況は表 8 のとおりである。

表 8 光熱費の負担状況 (単位：台，%)

負担者	台数	割合
使用者	66	98.5
(子メーターの設置等)	(61)	(91.0)
(使用者が直接契約)	(5)	(7.5)
市	1	1.5
合計	67	100

光熱費(電気代)の負担状況については、子メーターの設置等により使用者が負担しているものが 66 台 (98.5%) である。なお、許可手続きを行っていないことから市が負担しているものが 1 台 (1.5%) である。

(9) 光熱費の収納周期

自動販売機の光熱費の収納周期は表9のとおりである。

表9 光熱費の収納周期 (単位：台，%)

収納周期	台数	割合
毎月	48	77.4
半年ごと	9	14.5
1年一括	4	6.5
収納台数	61	98.4
収納なし	1	1.6
合計	62	100

※使用者が電力会社と直接契約している5台を除く。

光熱費の収納周期については、毎月が48台(77.4%)、半年ごとは9台(14.5%)で、子メーターにより実費請求している。1年一括払いは4台(6.5%)で、子メーターの設置がないため、自動販売機の性能上の消費電力量から電気代を積算し、年度当初に収納しているものである。

(10) 手数料の収納状況

自動販売機の売り上げに対する手数料の収納状況は表10のとおりである。

表10 手数料の収納状況 (単位：台，%)

収納状況	台数	割合
有	52	77.6
無	15	22.4
合計	67	100

売り上げに対する手数料の収納状況については、収納のあるものが52台(77.6%)で、「指名競争入札を実施した結果、入札不調となったため」等の理由により収納のないものが15台(22.4%)である。

(11) 環境配慮機能別の設置状況

環境配慮機能別の設置状況は表11のとおりである。

表11 環境配慮機能別の設置状況 (単位：台，%)

機能別	台数	割合
ノンフロン	24	35.8
LED・自動調光	44	65.7
ヒートポンプ	32	47.8
ピークカット・ピークシフト	24	35.8

※自動販売機に複数の機能を有する場合、機能毎に1台とし、割合は設置台数67台に対する割合を示す。

・ノンフロン・・・オゾン層を破壊するフロンを使用しない。

- ・ヒートポンプ・・・冷却庫室で発生した熱を回収し、加温庫室で活用する。
- ・ピークカット・・・日中の電力需要が高まる時間帯に冷却運転を停止する。
- ・ピークシフト・・・電力需要の少ない午前中の時間帯に冷やす。

環境配慮機能別で見ると、設置している 67 台には、ノンフロン 24 台 (35.8%)、LED・自動調光 44 台 (65.7%)、ヒートポンプ 32 台 (47.8%)、ピークカット・ピークシフト 24 台 (35.8%) となっており、環境に配慮した複数の機能を有する自動販売機が設置されている。

(12) その他付加機能別の設置状況

その他付加機能別の設置状況は表 1 2 のとおりである。

表 1 2 その他付加機能別の設置状況 (単位：台)

機能別	台数	設置場所
ユニバーサルデザイン	7	市民病院
バリアフリー機能 (点字)	50	本庁ほか
災害時無償提供	9	市民病院
寄附機能	2	市民病院

※自動販売機に複数の機能を有する場合、機能毎に 1 台とする。

バリアフリー機能 (点字) 付の自動販売機が 50 台設置されており、市民病院には、ユニバーサルデザイン、災害時無償提供及び寄附機能の付いた自動販売機が設置されている。

(13) 付帯する機能についての推奨状況と結果

付帯する機能についての推奨状況と結果は表 1 3 のとおりである。

表 1 3 付帯する機能についての推奨状況と結果 (単位：台，%)

環境機能等について	台数 (A)	機能有機種が設置された台数 (B)	割合 B/A
契約書・許可書で推奨 (又は指定) 有	50	37	74.0
契約書・許可書で推奨 (又は指定) 無	17	9	52.9
合計	67	46	68.7

設置した 67 台のうち、環境配慮機能、バリアフリー、その他付加機能等のいずれかを有する自動販売機を導入するよう契約書・許可書で推奨 (又は指定) したものの 50 台に対し、機能を有する機種が設置されたものは 37 台 (74.0%) である。また、機能について契約書・許可書で推奨 (又は指定) していないもの 17 台に対し、機能を有する機種が設置されたものは 9 台 (52.9%) である。

(14) 設置者の状況

設置者の状況は表14のとおりである。

表14 設置者の状況 (単位：台，%)

設置者	台数	割合	設置場所
公共的団体	9	13.4	種松山公園ほか
民間企業等	58	86.6	本庁ほか
合計	67	100	

※ 公共的団体・・・自治会，NPO法人，婦人協議会等公共的活動を行う団体

設置者の状況は，公共的団体 9 台 (13.4%)，民間企業等 58 台 (86.6%) である。

(15) 自動販売機の設置者の選定方法

設置者の選定方法は表15のとおりである。

表15 設置者の選定方法 (単位：台，%)

種類別	台数	割合
公募	53	79.1
公募以外	14	20.9
(公共的団体)	(9)	(13.4)
(地元業者)	(5)	(7.5)
合計	67	100

設置者の選定方法については，公募によるもの 53 台 (79.1%)，公募以外によるもの 14 台 (20.9%) であり，その内訳は，公共的団体を選定 9 台，地元業者を選定 5 台である。

(16) 設置許可期間の状況

設置許可期間の状況は表16のとおりである。

表16 設置許可期間の状況 (単位：台，%)

期間	台数	割合
1年以内	51	83.6
3年以内	1	1.6
5年以内	9	14.8
合計	61	100

設置許可期間別にみると，許可手続きを行っている 61 台のうち，1 年以内のものが 51 台 (83.6%)，1 年を超え 3 年以内の期間のものが 1 台 (1.6%)，3 年を超え 5 年以内の期間のものが 9 台 (14.8%) である。

第4 監査の結果

今回、監査のテーマとした自動販売機の設置については、自動販売機の設置状況、設置にかかる事務手続、自動販売機の機能の3点を主眼に調査回答書の確認と並行して、玉島支所、玉島図書館及び市民病院に設置された合計12台については実地調査を行った。

調査回答書及び実地調査により確認したところ、一部に改善を要する事項が見受けられた。監査の結果及び意見は次のとおりである。

【着眼点1 自動販売機が適切に設置されているか】

(1) 施設の目的を妨げていないか。

自動販売機の設置については、施設本来の目的を阻害するような状況は見受けられなかった。案内看板、案内放送への干渉、手すりや点字ブロック等への障害はなく、適切に設置されていた。

(2) 景観を損なっていないか。

自動販売機の設置については、休憩スペースの一角等、利用者にわかりやすい場所に配置されていた。また、自動販売機本体の色も白を基調にしたものが多く、指摘するような事案は見受けられなかった。今後とも景観保全に対して配慮を望むところである。

(3) 安全対策は施されているか。

安全対策については、床面にアンカーボルトで固定するなど、転倒防止に必要な措置がとられていた。あつてはならないことだが、地震等で万一転倒した場合でも、通路を塞ぐことのないよう、転倒防止措置に加え、設置場所についても引き続き管理されたい。

【着眼点2 設置にかかる事務手続きは適正か】

設置に係る事務手続きについては、次のとおり不備が見受けられたので、関係規程に従い、適正に事務処理されたい。

(1) 許可事務は適正か。

許可事務については、申請及び許可行為のないまま設置されているもの3台、許可の期間を誤っているもの1台が見受けられた。必要とされる使用許可手続きを速やかに行われたい。

(2) 使用料の算定は適正か。

使用料の算定については、消費税が加算されていない等の積算に誤りがあるものなど6台が見受けられた。また、自動販売機の使用許可面積について、容器回収箱等の取り扱いが所管部署によって異なっていることから、統一的な基準の設定を検討されたい。

(3) 減免に係る手続きは適正か。

減免に係る手続きに関しては、決裁時に必要とされる公有財産活用室への合議がなされていないもの、減免に係る決裁区分に誤りがあるものなど14台が見受けられた。なお、減免理由については、公平公正の観点から真に妥当であるかを常に検証し、減免事務が慣例的かつ安易にならないよう取り組まれたい。

(4) 光熱費の徴収事務は適正か。

電気料金の徴収については、許可手続きを行っていないため使用者に請求できていないもの1台が見受けられた。経費については、倉敷市行政財産使用料徴収条例に従い、速やかに徴収されたい。

【着眼点3 市有施設管理者は、自動販売機の機能面に留意しているか。】

(1) バリアフリー機能など、利用者に配慮しているか。

商品ボタンの低い位置への設置、代金投入口やつり銭レバーに視認性の高い色の着色、点字の打刻、姿勢保持に供する手すりの設置などのバリアフリーの機能を有する自動販売機が多数設置されていた。市有施設はあらゆる市民の利用が想定されるので、積極的にこうした機能を有する機種を導入されたい。

(2) 省電力型など、環境に配慮しているか。

環境配慮機能については、契約書等において省電力型等の機能を推奨しているものと、設置業者が任意に機種選定をしているものを比較すると、前者の方が環境配慮機能のある自動販売機が導入されるケースが多いため、今後も積極的に推奨されたい。

(3) 災害時無償提供機能など、非常時を想定しているか。

無償提供の機種については、市民病院に9台設置されていた。今後は、災害時に市民が避難してくる可能性のある施設については、無償提供の機能等を有する自動販売機を設置することを検討されたい。

(4) その他特殊機能はどのようなものが採用されているか

社会貢献活動に参加できる寄附機能付きの自動販売機が市民病院に1台設置されていた。売り上げの一部が「乳がんをなくすほほえみ基金」へ寄附されることで、社会貢献の一助となっている。

第5 むすび

行政財産の目的外使用許可については、定期監査の中で監査項目として実施しているところであるが、今回は自動販売機の設置を対象にして監査を行った。事務手続きについては指摘すべき事項も見受けられたので、関係規程に従い、適正な事務処理に努められたい。

自動販売機の多くは、利用者の利便性向上を目的に市有施設に設置されている。自動販売機の設置にあたっては、所定の使用料を徴収するほか、公募により設置者を選定する場合には、売り上げに基づく手数料（納付金）が市の収入となるなど、施設の有効利用という点においては有益である。そのため、行財政運営の観点から、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、行政財産の目的外使用に係る使用料も本市の貴重な収入であることを認識しながら、使用料の算定額は適切か、慣例的で安易な減免を行っていないかなどを常に意識する必要がある。また、設置者の選定についても公募の方法を採用するなど、公平性と透明性の担保に努められたい。

また、倉敷市では重点施策として地球温暖化対策を推進しており、自動販売機設置においても、温室効果ガス削減に向けて、環境配慮機能を搭載した機種の導入を積極的に進められたい。

加えて、バリアフリー、ユニバーサルデザイン等の市民の快適な利用を支援する機能に着目するとともに、今後は、災害時を想定し、飲料水が無償提供できる機能等を有する自動販売機等を積極的に導入していくことで、市有施設の有効な活用につなげていくことを期待する。